

新旧対照表

契約締結前交付書面等

店頭外国為替証拠金取引説明書

新	旧
<p>(略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(略)</p> <p>●サブスクリプション方式を利用時は、取引環境およびコンテンツ(削除)利用においては、別途毎月定額の会費(サブスクリプション方式:最大5,000円)が必要となります。</p> <p>(略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>○取引の方法</p> <p>当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。</p> <p>なお、サブスクスクリプション方式(以下、サブスクFX)または非サブスクリプション方式(以下、ロイヤルFX)、サブスクFX及びロイヤルFXを選択することで、異なる環境で店頭外国為替証拠金取引が行えます。(各取引環境については以下、利用口座)なお各方式ごとに利用口座は併用して取引を行うこともできます。</p> <p>a. 取引の対象通貨ペアは70通貨です。詳細については「別紙通貨ペア一覧」をご参照ください。</p> <p>b. 当社の店頭外国為替証拠金取引を行うにあたり、サブスクFXを利用する場合は取引環境およびコンテンツの利用において、別途、毎月定額の会費(削除)が必要となります。詳細については「会費コース一覧」をご参照ください。また、ロイヤルFXを利用する場合は、取引手数料や月額会費はございませんが、運用コストを勘案した取引レートを利用した取引環境を提供しております。また、一部のコンテンツは利用対象外となっております。</p> <p>サブスクFXを利用する場合、取引最小単位は、1注文あたり1,000通貨、最大単位は、コースにより1注文あたり100,000、250,000、500,000通貨となります。ただし、100,000通貨までと101,000通貨以上の取引については約定処理が異なります。また建玉上限はコース及び通貨ごとで最大5,000万通貨となり、利用口座あたり保有可能な建玉件数は300件となります。</p> <p>またロイヤルFXを利用する場合、取引最小単位は、1注文あたり1,000通貨、最大単位は、1注文あたり1,000,000通貨となります。ただし、100,000通貨までと101,000通貨以上の取引については約定処理が異なります。また建玉上限はコース及び通貨ごとで最大5,000万通貨となり、利用口座あたり保有可能な建玉件数は300件となります。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(略)</p> <p>●取引環境およびコンテンツの利用においては、別途毎月定額の会費が必要となります。</p> <p>(略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>○取引の方法</p> <p>当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。</p> <p>a. 取引の対象通貨ペアは70通貨です。詳細については「別紙通貨ペア一覧」をご参照ください。</p> <p>b. 当社の店頭外国為替証拠金取引を行うにあたり、取引環境およびコンテンツの利用において、別途、毎月定額の会費(サブスクリプション方式)が必要となります。詳細については「会費コース一覧」をご参照ください。</p> <p>取引最小単位は、1注文あたり1,000通貨、最大単位は、コースにより1注文あたり100,000、250,000、500,000通貨となります。ただし、100,000通貨までと101,000通貨以上の取引については約定処理が異なります。また建玉上限はコース及び通貨ごとで最大5,000万通貨となり、取引口座あたり保有可能な建玉件数は300件となります。</p> <p>(略)</p>

d. 当社は、1注文あたり100,000通貨までの取引については、取引レート(通貨の売買価格をいいます。)について、当社の取引システムの運用・管理を委託している TF Global Markets (Aust) Pty Ltd社（以下「カバー先」いいます）が生成するレートを直接お客様に提示しています。取引においては、通常、複数の銀行、証券会社等のインターバンク市場参加者（以下「LP」いいます。）から提供される取引レートをカバー先において、汎用的に利用可能なLP先が提供する最良のレートを選択し、当社の**各利用口座ごと**に取引レートを生成しています。また、101,000～**1,000,000**通貨数量の取引については、100,000通貨以下の取引レートをベースにカバー先で複数回に分けたカバー取引を行った場合、その合計を加重平均したレートをお客様の約定レートとする約定処理が行われます。なお、当社が各通貨の組合せごとにアスク(ASK)価格とビッド(BID)価格を同時に提示し、お客様はアスク(ASK)価格で買い付け、ビッド(BID)価格で売り付けることができます。当社が提示する各通貨の価格は、売り付けの価格と買い付けの価格とがあり、価格差が発生する場合は当社の売り付け価格（お客様買（ASK））が当社の買い付け価格（お客様売（BID））よりも高くなります（この価格差を「スプレッド」といいます。）。

(略)

e. 当社は、お客様の取引注文の執行にあたり、可能な限りお客様へ最高の結果を届けるべく注力します。当社は、お客様の**利用口座**に十分な証拠金がある場合、原則取引を拒否することはありません。ただし、注文が当社のサーバーに到達した時点で有効な価格が存在しない場合等により取引が執行されない場合があります。

(略)

d. 当社は、1注文あたり100,000通貨までの取引については、取引レート(通貨の売買価格をいいます。)について、当社の取引システムの運用・管理を委託している TF Global Markets (Aust) Pty Ltd社（以下「カバー先」いいます）が生成するレートを直接お客様に提示しています。取引においては、通常、複数の銀行、証券会社等のインターバンク市場参加者（以下「LP」いいます。）から提供される取引レートをカバー先において、汎用的に利用可能なLP先が提供する最良のレートを選択し、当社の取引レートを生成しています。また、101,000～500,000通貨数量の取引については、100,000通貨以下の取引レートをベースにカバー先で複数回に分けたカバー取引を行った場合、その合計を加重平均したレートをお客様の約定レートとする約定処理が行われます。なお、当社が各通貨の組合せごとにアスク(ASK)価格とビッド(BID)価格を同時に提示し、お客様はアスク(ASK)価格で買い付け、ビッド(BID)価格で売り付けることができます。当社が提示する各通貨の価格は、売り付けの価格と買い付けの価格とがあり、価格差が発生する場合は当社の売り付け価格（お客様買（ASK））が当社の買い付け価格（お客様売（BID））よりも高くなります（この価格差を「スプレッド」といいます。）。

(略)

e. 当社は、お客様の取引注文の執行にあたり、可能な限りお客様へ最高の結果を届けるべく注力します。当社は、お客様の口座に十分な証拠金がある場合、原則取引を拒否することはありません。ただし、注文が当社のサーバーに到達した時点で有効な価格が存在しない場合等により取引が執行されない場合があります。

(略)

○証拠金

証拠金の受入れ額や純資産額の計算ロスカット管理等、すべて各方式単位で個別に利用口座は管理されています。

(略)

(2)必要証拠金額

必要証拠金額は、お取引される通貨ペア（(i)新たな注文に係る通貨ペア及び(ii)建玉されている通貨ペアをいいます。）それぞれの取引数量に現在の取引レート（成行注文の場合。指値注文・逆指値注文の場合には、お客様の指定するレート。）を乗じた金額の合計額の4%以上に相当する円価額です。なお、通貨ペアにより4%超の必要証拠金額を必要とする場合があります。また、証拠金維持率は、建玉されている通貨ペアに関する必要証拠金額に対して**利用口座**の純資産額が何%に該当するかを算出したものです。

(略)

別紙 取引通貨ペア一覧

※キャンペーンによる取引等内容の変更については、HP等で期間や条件をご確認ください。

：**サブスクFX**を利用

(略)

：**ロイヤルFX**を利用

サブスクFXのコース3と同様の70通貨ペアとなります（取引レート値は異なります）

※通貨ペアごとに同時に保有できる最大建玉数量計が異なります。

最大建玉数量

50,000,000 :USD/JPY、EUR/USD、EUR/JPY、AUD/JPY、GBP/JPY

30,000,000 :NZD/JPY、CAD/JPY、CHF/JPY、GBP/USD、AUD/USD、NZD/USD、USD/CAD、USD/CHF、EUR/GBP、EUR/AUD、EUR/CAD、EUR/CHF、EUR/NZD、GBP/AUD、GBP/CAD、GBP/CHF、GBP/NZD、AUD/CAD、AUD/CHF、AUD/NZD、CAD/CHF、EUR/HUF、EUR/SGD、GBP/HUF、NZD/CAD、NZD/CHF、USD/HUF、USD/MXN、USD/PLN、USD/SGD、USD/ZAR

10,000,000 :EUR/MXN、MXN/JPY、ZAR/JPY

5,000,000 :USD/CNH、AUD/CNH、AUD/SGD、CNH/JPY、EUR/CNH、GBP/CNH、NZD/SGD、SGD/JPY

2,000,000 :EUR/NOK、EUR/SEK、USD/NOK、USD/SEK、CHF/SEK、GBP/NOK、GBP/SEK、GBP/SGD、NOK/JPY、NZD/CNH

1,000,000 :EUR/CZK、EUR/PLN、EUR/ZAR、GBP/ZAR、USD/HKD、EUR/DKK、

EUR/HKD、GBP/CZK、GBP/DKK、GBP/PLN、NOK/SEK、

USD/CZK、USD/DKK

※4%超の必要証拠金額を必要とする通貨ペア

取引数量に対する必要証拠金額の割合

5% :USD/PLN、EUR/CZK、ZAR/JPY

10% :AUD/CNH、AUD/SGD、CHF/SEK、CNH/JPY、EUR/CNH、EUR/HKD、EUR/MXN、EUR/PLN、GBP/CNH、GBP/NOK、GBP/PLN、GBP/SEK、GBP/ZAR、MXN/JPY、

○証拠金

(略)

(2)要証拠金額

必要証拠金額は、お取引される通貨ペア（(i)新たな注文に係る通貨ペア及び(ii)建玉されている通貨ペアをいいます。）それぞれの取引数量に現在の取引レート（成行注文の場合。指値注文・逆指値注文の場合には、お客様の指定するレート。）を乗じた金額の合計額の4%以上に相当する円価額です。なお、通貨ペアにより4%超の必要証拠金額を必要とする場合があります。また、証拠金維持率は、建玉されている通貨ペアに関する必要証拠金額に対して**口座**の純資産額が何%に該当するかを算出したものです。

(略)

別紙 取引通貨ペア一覧

※キャンペーンによる取引等内容の変更については、HP等で期間や条件をご確認ください。

(略)

別紙 会費コース一覧

※キャンペーンによる取引等内容の変更については、HP等で期間や条件をご確認ください。

：サブスクFXを利用

(略)

：ロイヤルFXを利用

・月額会費は発生しません

・USD/JPY・EUR/USDはHP等で公表する広告提示に従い該当時間帯に原則固定（例外あり）でレートを提供します。また、他通貨ペアは銀行等のインターバンク市場参加者から提供される取引レートの中から、カバー先が最良レートを選択し、運用コストを勘案した取引レートで提供します。なお、USD/JPY・EUR/USDについては、広告適用外の時間帯スプレッドを含め、全体で95%のスプレッド提示割合を目標として運用を行うこととクリスマスや年末年始等時期的な要因が明確な場合、HP等で通知を行い該当運用から除外することがあります。また、不測の事態において95%の割合を実現できない場合もございます。スプレッドの実績については、金融先物取引業協会の広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則（スプレッド広告関係）の規定に基づくHPの店頭FX取引スプレッド実績の開示にてご確認ください。

・配信（取引）レートは1注文あたり100,000数量までの取引レートとなります。

・101,000～500,000数量の取引については、100,000数量以下の取引レートをベースにカバー先で複数回に分けたカバー取引を行った場合、その合計を加重平均したレートをお客様の約定レートとする約定処理が行われます。なお、一部通貨ペアにおいては取引数量上限が制限されています。

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

(略)

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

(略)

・証拠金維持率（しょうこきんいじりつ）

建玉されている通貨ペアの必要証拠金額に対して、**利用口座**の純資産額が何%に該当するかを算出したものです。

(略)

別紙 会費コース一覧

※キャンペーンによる取引等内容の変更については、HP等で期間や条件をご確認ください。

(略)

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

(略)

・証拠金維持率（しょうこきんいじりつ）

建玉されている通貨ペアの必要証拠金額に対して、**口座**の純資産額が何%に該当するかを算出したものです。

(略)

以上

店頭外国為替証拠金取引約款

新	旧
<p>店頭外国為替証拠金取引約款</p> <p>(略)</p> <p>第3条 (本口座の開設)</p> <p>お客様は、本取引を行うことを目的として、当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、当社所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、本口座を開設できるものとします。</p> <p>2. お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与する虞がある方であると当社が判断した場合は、口座開設の申込みを受け付けません。</p> <p>3. 当社は、お客様の口座開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、同施行令及び同施行規則に定めるところにしたがい、本人確認を行います。</p> <p>4. 店頭外国為替証拠金取引に係る証拠金、手数料、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、すべて本口座内の利用口座で処理されます。</p> <p>5. お客様が当社と本取引を行うには、各利用口座への入金(異なる利用口座からの振替含む)が必要となります。入金された金銭は、証拠金として扱われます。</p> <p>6. お客様は、各利用口座の純資産額がマイナス (以下「超過損失」という) となった場合には、当該超過損失分を当社に直ちに弁済するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第11条 (約定の訂正・取消)</p> <p>取引において約定が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、当該取引を訂正または取消することができるものとします。なお、約定が取消されることにより生じるお客様の損失・損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 各利用口座の純資産額が、必要証拠金額に満たない場合の新規取引</p> <p>(2) お客様の取引の内容が、法令、規制等に反するものであった場合</p> <p>(3) 何らかの理由で市場価格に基づかないレートにより約定した場合</p> <p>(4) その他、取引の健全性に照らし、当社が不相当と判断した場合</p> <p>第12条 (各利用口座におけるロスカットルール)</p> <p>お客様の純資産額がお客様の建玉に関する必要証拠金額を下回ることとなる水準 (証拠金維持率が100%を下回ることとなる水準 (以下、「ロスカット水準」という)) に取引レートが達した場合、当該時点をもってお客様の利用口座をロスカットの対象と判断します。ロスカットの対象と判断された利用口座についてお客様の未約定注文の全部を強制的に取消した上で、当社は、お客様に事前に通知することなく、建玉の全部または一部を成行注文により反対売買し決済 (以下「ロスカット」という) できるものとし、当該決済によって生じる損失は、すべてお客様に帰属するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第28条 (解約)</p> <p>次の各号のいずれかに該当した場合は、当社は、本約款及び本約款に基づく各契約を解約できるものとします。但し、解約時においてお客様が当社と行う本取引の建玉が残存する場合、又はお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款その他本取引に係る契約は効力を有するものとします。</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引約款</p> <p>(略)</p> <p>第3条 (本口座の開設)</p> <p>お客様は、本取引を行うことを目的として、当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、当社所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、本口座を開設できるものとします。</p> <p>2. お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与する虞がある方であると当社が判断した場合は、口座開設の申込みを受け付けません。</p> <p>3. 当社は、お客様の口座開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、同施行令及び同施行規則に定めるところにしたがい、本人確認を行います。</p> <p>4. 店頭外国為替証拠金取引に係る証拠金、手数料、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、すべて本口座で処理されます。</p> <p>5. お客様が当社と本取引を行うには、本口座への入金が必要となります。入金された金銭は、証拠金として扱われます。</p> <p>6. お客様は、本口座の純資産額がマイナス (以下「超過損失」という) となった場合には、当該超過損失分を当社に直ちに弁済するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第11条 (約定の訂正・取消)</p> <p>取引において約定が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、当該取引を訂正または取消することができるものとします。なお、約定が取消されることにより生じるお客様の損失・損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 本口座の純資産額が、必要証拠金額に満たない場合の新規取引</p> <p>(2) お客様の取引の内容が、法令、規制等に反するものであった場合</p> <p>(3) 何らかの理由で市場価格に基づかないレートにより約定した場合</p> <p>(4) その他、取引の健全性に照らし、当社が不相当と判断した場合</p> <p>第12条 (本口座におけるロスカットルール)</p> <p>お客様の純資産額がお客様の建玉に関する必要証拠金額を下回ることとなる水準 (証拠金維持率が100%を下回ることとなる水準 (以下、「ロスカット水準」という)) に取引レートが達した場合、当該時点をもってお客様の取引口座をロスカットの対象と判断します。ロスカットの対象と判断された取引口座についてお客様の未約定注文の全部を強制的に取消した上で、当社は、お客様に事前に通知することなく、建玉の全部または一部を成行注文により反対売買し決済 (以下「ロスカット」という) できるものとし、当該決済によって生じる損失は、すべてお客様に帰属するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第28条 (解約)</p> <p>次の各号のいずれかに該当した場合は、当社は、本約款及び本約款に基づく各契約を解約できるものとします。但し、解約時においてお客様が当社と行う本取引の建玉が残存する場合、又はお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款その他本取引に係る契約は効力を有するものとします。</p>

- (1) お客様が当社所定の手続きにより解約の申出をしたとき
- (2) お客様に第13条各項各号のいずれかの事由が発生したとき
- (3) お客様が本約款、その他法令等に違反していると当社が判断したとき
- (4) 第34条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき
- (5) お客様が短時間での注文を繰り返し行い、他のお客様の取引、カバー取引、あるいは当社の取引システム等に悪影響を及ぼすと当社が判断したとき
- (6) 12か月を超える期間にわたって、お客様の**各利用**口座に証拠金預託額がない場合
- (7) 12か月を超える期間にわたって、お客様の取引がなく、かつ、お客様の**各利用**口座の証拠金預託額が1600円に満たない場合
- (8) お客様が、取引と直接関係がない入出金**(振替を含む)**を繰り返し行つたと当社が判断したとき

(略)

- (1) お客様が当社所定の手続きにより解約の申出をしたとき
- (2) お客様に第13条各項各号のいずれかの事由が発生したとき
- (3) お客様が本約款、その他法令等に違反していると当社が判断したとき
- (4) 第34条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき
- (5) お客様が短時間での注文を繰り返し行い、他のお客様の取引、カバー取引、あるいは当社の取引システム等に悪影響を及ぼすと当社が判断したとき
- (6) 12か月を超える期間にわたって、お客様の取引口座に証拠金預託額がない場合
- (7) 12か月を超える期間にわたって、お客様の取引がなく、かつ、お客様の取引口座の証拠金預託額が1600円に満たない場合
- (8) お客様が、取引と直接関係がない入出金を繰り返し行つたと当社が判断したとき

(略)

取引約款補足条項

(略)

6☒スカットに関する規則

6.1☒お客様の**各利用**口座の純資産額がロスカット水準を下回った場合、第12.1条に基づく債務不履行事由を構成します。この場合、約定前の注文がある場合には全ての注文をキャンセルし、取引説明書に定めるとおり、反対売買によりすべての建玉を決済します。

6.2☒記第6.1条にかかわらず、当社はおお客様の**各利用**口座の証拠金維持率がロスカット水準に達した場合におお客様の建玉が決済されることを保証するものではありません。

(略)

12☒債務不履行事由

取引約款第13条（期限の利益の喪失）に従い、

12.1☒下は、債務不履行事由を構成するものとします。

12.1.1☒お客様が個人の場合、お客様の死亡又は意思無能力であること

12.1.2☒お客様が個人の場合）破産手続き、（お客様が会社の場合）清算手続き、管財人又は管財人の選任手続きの開始、又は（いずれの場合も）お客様が債権者との間で和議を行う場合又はお客様に関して他の類似若しくは同様の手続きが開始される場合

12.1.3☒お客様の**各利用**口座の証拠金維持率がロスカット水準に達し、又はこれを下回ったこと

(略)

18☒客資金

18.1☒お客様は、お客様の口座に払い込まれた資金（以下、「金銭」といいます）と他の顧客から受領した資金を単一の定められた信託口座に集約することに同意します。当該口座は金融商品取引法の要件に従い運用されます。

18.2☒金銭に対する利息は、お客様に帰属しません。

18.3☒お客様は、信託口座内の金銭は、金融商品取引法に基づき、当社が信託銀行又は信託会社と締結する信託契約によって管理されることに合意します。

18.4☒けられた金銭は、取引約款第3.5条に定める証拠金として取り扱われます。お客様は、取引約款第7.3条に基づき、証拠金預託額が必要証拠金額を超える範囲内で、金銭を引き出すことができます。

18.5☒お客様の全利用口座が12カ月を超えて休眠状態にあり、お客様が権利を有するお客様の口座内の金銭が1600円を超える場合、当社は当該金銭を凍結資産として取り扱うことがあります。当社がおお客様の所在を確認するために合理的な試みを行ってもなおお客様の所在を確認することができない場合、当社は当該金銭を現地の規則及び規制に従い取り扱います。取引約款第28.1条(f)及び(g)を参照してください。

(略)

24.4☒補足条項において、大文字で始まる用語及び表現は、以下の意味を有します。

(略)

「ウェブサイト」とは**ドメインがthinkmarkets.comまたはthinkmarkets.jp**を意味します。

取引約款補足条項

(略)

6☒スカットに関する規則

6.1☒お客様の口座の純資産額がロスカット水準を下回った場合、第12.1条に基づく債務不履行事由を構成します。この場合、約定前の注文がある場合には全ての注文をキャンセルし、取引説明書に定めるとおり、反対売買によりすべての建玉を決済します。

6.2☒記第6.1条にかかわらず、当社はおお客様の口座の証拠金維持率がロスカット水準に達した場合におお客様の建玉が決済されることを保証するものではありません。

(略)

12☒債務不履行事由

取引約款第13条（期限の利益の喪失）に従い、

12.1☒下は、債務不履行事由を構成するものとします。

12.1.1☒お客様が個人の場合、お客様の死亡又は意思無能力であること

12.1.2☒お客様が個人の場合）破産手続き、（お客様が会社の場合）清算手続き、管財人又は管財人の選任手続きの開始、又は（いずれの場合も）お客様が債権者との間で和議を行う場合又はお客様に関して他の類似若しくは同様の手続きが開始される場合

12.1.3☒お客様の口座の証拠金維持率がロスカット水準に達し、又はこれを下回ったこと

(略)

18☒客資金

18.1☒お客様は、お客様の口座に払い込まれた資金（以下、「金銭」といいます）と他の顧客から受領した資金を単一の定められた信託口座に集約することに同意します。当該口座は金融商品取引法の要件に従い運用されます。

18.2☒金銭に対する利息は、お客様に帰属しません。

18.3☒お客様は、信託口座内の金銭は、金融商品取引法に基づき、当社が信託銀行又は信託会社と締結する信託契約によって管理されることに合意します。

18.4☒けられた金銭は、取引約款第3.5条に定める証拠金として取り扱われます。お客様は、取引約款第7.3条に基づき、証拠金預託額が必要証拠金額を超える範囲内で、金銭を引き出すことができます。

18.5☒お客様の口座が12カ月を超えて休眠状態にあり、お客様が権利を有するお客様の口座内の金銭が1600円を超える場合、当社は当該金銭を凍結資産として取り扱うことがあります。当社がおお客様の所在を確認するために合理的な試みを行ってもなおお客様の所在を確認することができない場合、当社は当該金銭を現地の規則及び規制に従い取り扱います。取引約款第28.1条(f)及び(g)を参照してください。

(略)

24.4☒補足条項において、大文字で始まる用語及び表現は、以下の意味を有します。

(略)

「ウェブサイト」とは、www.thinkmarkets.com/jp/を意味します。

